

第三十六号議案

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年六月江戸川区条例第二十五号）の

一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

（感染症接触手当の特例）

6 保健所その他の施設に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から江戸川区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、規則で定めるものに従事したときは、感染症接触手当を支給する。この場合において、第五条の規定は、適用しない。

7 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四千円を超えない範囲内において、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における感染症接触手当の特例を定める必要があるもので、本案を提出いたします。